

○三木町測量・コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三木町物品購入等契約規則（平成17年三木町規則第1号）第14条第1項の規定に基づく測量業務、土木コンサルタント業務、建築コンサルタント業務、地質調査業務（以下「測量・コンサルタント業務」という。）に係る競争入札において最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度実施の対象は、町が発注する測量・コンサルタント業務の委託のうち、競争入札に付するもので、その予定価格（消費税相当額を含む。）が50万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、その当該各号に定める額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、その額が予定価格（消費税相当額を除く。）に10分の8（測量業務に係る契約にあつては10分の8.2、地質調査業務に係る契約にあつては10分の8.5。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）、第2項及び第3項において同じ。）を乗じて得た額を超える場合にあつては、10の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、予定価格（消費税相当額を除く。）に10分の6（地質調査業務に係る契約にあつては3分の2。以下この項（各号列記以外の部分に限る。）、第2項及び第3項において同じ。）を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる業務の種類から構成される業務については、構成する業務の種類ごとに同項に掲げる額を算出し、これらを合算した額を予定価格（消費税相当額を除く。）で除して得た割合を基礎として算定する。

3 特に必要があると認めるときは、前2項の算定方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8までの範囲内で適宜設けることができる。

（入札の制限）

第4条 最低制限価格を設けた入札については、最低制限価格未満で入札した者を原則として再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札執行前に入札条件として入札参加者に周知するものとする。

（最低制限価格設定の取扱い）

第5条 最低制限価格及びその算定については、入札参加者等に絶対に漏洩することのないようにその取扱いは厳重にしなければならない。

（設定の対象外）

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。